

平成29年3月24日

特定非営利活動法人
代表者様

名古屋市市民活動推進センター

特定非営利活動促進法の一部改正に伴う各種変更について（通知）

平成28年6月に特定非営利活動促進法が改正され、平成29年4月1日に施行されます（一部を除く）。一部書類の提出時期、備置期間が変更され、また、貸借対照表が公告の対象に加わることに伴い定款変更が必要となる場合がありますので、お知らせします。

なお、この件に関する説明会を開催しますので、併せてご案内させていただきます。

【送付資料】

- ・平成28年改正のポイント
- ・貸借対照表の公告が必要になります
- ・定款変更届出書類記入例
- ・法改正説明会のご案内

【問い合わせ先】

名古屋市市民活動推進センター

名古屋市中区栄三丁目18番1号

ナディアパークデザインセンタービル6階

TEL：052-228-8039 FAX：052-228-8073

E-mail：npo@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

URL：http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/